

# はしご付消防自動車（30m級）の購入 仕様書

令和8年度・令和9年度事業

奈良県広域消防組合

## 令和8年度・令和9年度はしご付消防自動車（30m級）の購入仕様書

### 第1 総 則

この仕様書は、奈良県広域消防組合（以下「発注者」という。）が購入するはしご付消防自動車 30m級（以下「本車両」という。）を製作するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 概 要

本車両は、先端屈折式伸縮水路付はしご付消防自動車とし、その駆動装置を装備したもので、梯体固定式伸縮水路及び固定式バスケット装置を装備するものとする。

### 第3 艀装の条件

- 1 本車両は、この仕様書に定めるほか、次に掲げる法令、その他関係のある法令、通達に適合するもので、緊急自動車としての承認が得られたものであること。
  - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
  - (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
  - (3) 消防法等の関係法令、通達
  - (4) 消防用車両の安全基準（平成19年3月日本消防検定協会）
- 2 本車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）に従うこと。

### 第4 提出書類等

- 1 受注者は、契約後、速やかに発注者と製作上の細部にわたる打ち合わせを行い、次の書類等を2部提出し製作開始及び進行の承認を受けること。
  - (1) シャシ関係
    - ア シャシ諸元明細
    - イ シャシ組立図
    - ウ シャシ重量分布表
    - エ はしご駆動用動力取出装置図
    - オ トラックカタログ
    - カ 旋回時の車体軌跡図
  - (2) 艀装関係
    - ア 艀装諸元明細
    - イ 全般艀装図（外面4面、ボックス内艀装図、キャブ内艀装図）
    - ウ 車体組枠図（補強材料及び組枠寸法図）
    - エ はしご装置組立図

- オ 主要部品図
- カ 油圧系統図
- キ 配管系統図
- ク 電気配線図
- ケ はしご構造強度計算書及び車体安定度計算書
- コ 使用部品及び材料明細書
- サ 消防車カタログ

(3) その他

- ア 製作工程表
- イ 受注者における自主点検体制が確認できる図書
- ウ その他、発注者が指示するもの

2 受注者は、納車に際して、次に掲げる書類等を提出すること。なお、(8) から (12) までの項目以外については、データの提出を行うこと。

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| (1) 自動車改造計算書                     | 1 部 |
| (2) 車両重量実測表及び計量証明書               | 1 部 |
| (3) 転覆角度実測証明書 (車輛安定傾斜角度測定表)      | 1 部 |
| (4) 先端屈折はしご性能試験成績表               | 1 部 |
| (5) 各種取扱説明書                      | 1 部 |
| (6) シャシ取扱ハンドブック                  | 1 部 |
| (7) 分解整備に必要な資料 (整備要領書、パーツリスト等)   | 1 部 |
| (8) 自動車検査証                       | 1 部 |
| (9) 自動車損害賠償責任保険証書 (2 5 ケ月) 及び領収書 | 1 部 |
| (10) 自動車重量税領収書及びリサイクル券           | 1 部 |
| (11) 緊急自動車届出書                    | 1 部 |
| (12) 自動車保管場所登録証書                 | 1 部 |
| (13) 受注者の自主点検結果書                 | 1 部 |
| (14) 保証書 (積載品等含む)                | 1 部 |
| (15) その他、発注者が指示するもの              | 必要数 |

## 第5 検査等

1 仕様書及び承認図により、受注者は工程ごとに自主点検を行い、その結果を報告すること。

なお、次の検査は、発注者が立会い、実施するものとする。

(1) 中間検査

発注者が適当と認めるときに、車両の内外装を組み立てる製作工場において、営業

担当者等の立会いのもと実施すること。

- ア 艀装工程に基づく進行状況検査
- イ 仕様書、承認図及び協議決定事項検査
- ウ 組立板金工作の仕上がり状況検査
- エ 主要装備品の架装状況及び確認検査
- オ その他、発注者が必要とする事項の検査

## (2) 完成検査

車両納車時において、営業担当者等の立会いのもと次の検査を受けること。

- ア 車体構造及び性能検査
  - イ 艀装検査時の指示事項に基づく検査
  - ウ 装備品、積載品の装着、架装状況及び作動状況についての確認検査
  - エ 発注者の指定色塗装及び指定文字等の配列についての確認検査
  - オ その他、発注者が必要とする検査
- 2 検査は発注者の指示によって行うものとし、検査に必要な測定機器等は、受注者において準備すること。
  - 3 各検査において不都合が生じた場合は双方で協議し、交換等必要な措置を講じること。
  - 4 検査の際に要する一切の費用については、受注者側が負担すること。

## 第6 設計、製作上の注意

- 1 受注者は、契約にあたりこの仕様書を承認し、不明な点は発注者に質問し十分に熟知した上で契約するものとし、契約後において疑義が発生した場合は、原則として発注者の解釈に従うこと。
- 2 受注者は、諸般の理由により本仕様書及び承認図において変更を必要と認めたとき、あるいは不明な点が生じたときは、発注者と協議を行い、変更承認図を提出して承認を得ること。
- 3 受注者は、仕様書に記載のないものについても当然必要なものは、良心的に製作すること。
- 4 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他の権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- 5 本仕様書の詳細について、契約後、発注者との打ち合わせにより決定し設計すること。製作途上も細部まで、連絡を密にすること。

## 第7 諸費用

- 1 検査、新規登録に関する手続き及び検査・登録の回送等に関する諸経費（交通費等）は受注者が負担する。

- 2 自動車損害賠償責任保険料（25ヶ月）、自動車重量税及びリサイクル料は、発注者が負担し、本入札金額には含まず、別途請求すること。
- 3 車両以外に積載品等、届出や申請が必要なものについては、受注者が全て負担すること。

#### 第8 車両納車前提出書類

完成車納車までに、次の書類を各1部提出すること。

- 1 自動車検査証の写し。
- 2 自動車損害賠償責任保険証書の写し。
- 3 その他、発注者が必要とするもの。

#### 第9 納車前点検整備

- 1 納車時には、艤装、積載品、装備品及び車両本体の各部について十分な点検整備を行っておくこと。
- 2 納車時には、使用燃料等（軽油、ガソリン、オイル、エア等）は積載品、装備品を含めて全て満量とすること。

#### 第10 納車等

- 1 履行期限  
履行期限は、令和9年12月28日迄とする。  
車両の納車期限は令和9年11月30日迄とする。
- 2 納車場所 奈良県北葛城郡王寺町王寺1丁目1番3号  
奈良県広域消防組合 西和消防署
- 3 納車台数 1台（装備品、積載品を含む。）

#### 第11 取扱講習（技術指導）

受注者は納車時に、シャシ及び主要装備品の講習を行い、また、納車後に発注者の指定する日程で安全操作技能講習を3回行うこと。

なお、上記講習に係る費用については受注者の負担とする。

#### 第12 保証等

- 1 車両の保証期間は、艤装完成車納車の日から1年間とする。ただし、シャシ、取付装置及び積載品等のメーカーが公表する保証期間がそれ以上の場合は、その期間とする。
- 2 故障により、車両の使用が制限されたとき、その間については期間を換算しないものとする。
- 3 保証期間を問わず、設計材質不良に起因する不都合発生の場合は、受注者側の責任に

において早急かつ無償にて交換または修理を行い、不都合発生の理由書を提出すること。  
4 故障・不良が生じた際の修理は、休日を含め速やかに対応すること。なお、現地修理を原則として、不可能な場合はその旨を発注者に説明し了解を得たうえで行うこと。

## 第13 シヤシ仕様

### 1 概要

シヤシは2ドアシングルキャブ型、最新式消防専用シヤシで、経済性及び動力性能に富み、排出ガス規制、自動車NOx・PM法等環境に配慮したシヤシとすること。

### 2 使用シヤシ諸元（参考シヤシ：メルセデスベンツ社製 エコニック）

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 仕様       | 2ドアシングルキャブ付シヤシ              |
| (2) 制動・駆動装置  | アンチロックブレーキシステム装置            |
| (3) ステアリング   | パワーステアリング付                  |
| (4) 全長       | 10,800mm以下                  |
| (5) 全幅       | 2,500mm以下                   |
| (6) 全高       | 3,200mm以下                   |
| (7) 車両総重量    | 17,000 kg未満                 |
| (8) 変速機      | オートマチックトランスミッション            |
| (9) 乗車定員     | 4名とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。    |
| (10) 安全確保    | 乗降・走行時の安全確保用握り棒及び安全帯を設けること。 |
| (11) エンジン    | 水冷ディーゼルエンジン 7,500 cc以上      |
| (12) エンジン出力  | 250kw (350PS) 以上            |
| (13) バッテリー   | 国産バッテリーとし車載可能な最高容量のものであること。 |
| (14) オルタネーター | 車載可能な最高容量のものであること。          |
| (15) 車高調整機能  | エアサスペンション（前後軸）及び車高メモリー機能付   |
| (16) その他     | その他の諸元はシヤシメーカー公表諸元とする。      |

ア ステンレスナンバー枠

イ サイドバイザー

ウ サンバイザー

エ 音声アラーム（右左折、後進時等）

オ エアコン

### 3 主要構造部

- (1) 許容範囲内のどのような作業条件であっても、シヤシフレームに過大な応力が発生しないよう、サブフレーム等で十分な補強がなされていること。
- (2) エンジン等から発生する熱によって各装置の機能に支障を来さないための処置が施されていること。
- (3) 軸受部分は、容易に給油脂が行える構造であること。ただし、給油脂を必要とし

ない構造部にあってはこの限りでない。

- (4) 駆動部分で必要な箇所には保護カバーを設ける等危害防止の処置を施すこと。
- (5) 点検整備のためのスペースや点検口等を必要箇所に設けること。

## 第14 キャブ仕様

### 1 キャブ構造

- (1) 車両キャブは堅ろうな天蓋及びドアを有する2ドアシングルキャブとすること。
- (2) キャブチルト装置は、メーカー標準仕様とする。なお、油圧シリンダーには、キャブの急降下を防止する安全装置を設けること。また、キャブチルト時にキャブを固定する支持棒を取り付け、支持棒及び支持棒受台は黄色塗色すること。
- (3) キャブ上部には補強のため、アルミ縞板を張ること。ただし、構造上取り付けることができない場合は除く。
- (4) フロントバンパーは、通常取付位置より張り出し、バンパー上面を約10センチメートル確保すること。なお、バンパー上面にはキャブ前面整備用ステップとしてアルミ縞板を張るとともに、強固な構造とすること。また、フロントガラス下部及び上部に乗降用（整備用）握り棒及びフロントバンパー中央部にナンバープレート用ブラケットを取付けること。ただし、構造上取り付けることができない場合は除く。
- (5) 引き出し式バッテリーボックスを設け、バッテリーターミナルは蝶ねじで取り付けすること。また、バッテリー収納時ボックス内でケーブルが支障とならない十分な間隙を有すること。なお、電気系統は、走行系と艀装系に分け、艀装系にはヒューズ等を用いた専用ボックスを設けること。
- (6) キャブ上面左右にLED式赤色点滅灯2個、標識灯2個を取付ける。また、電子サイレンアンプ用スピーカ1個をキャブ上部に取り付ける。（別途協議）
- (7) キャブ床裏側、車両ボックス床面等には十分アンダーコーティングを施すこと。

### 2 キャブ外部

- (1) 別途指示する位置に車輪止め積載ブラケットを取り付けること。
- (2) 左右サイドミラーについては、可能な限り広角を写映できるものを使用する他、車両周囲の死角を可能な限り低減するため、車両前面及び側面にアンダーミラーを取り付けること。
- (3) キャブ左側面後部に固定ねじ付旗立（ステンレス製、固定ねじ付）を設けること。
- (4) 各ホイールアーチ部及び各リヤドア開口部等、キャブ乗降に際して、磨耗等のおそれのある部分にはアルミプロテクターを取り付けること。
- (5) ドア、エンジン、トランスミッション等、必要箇所に平網銅線でボンディングアースを施すこと。

### 3 キャブ内部

- (1) アシストグリップは標準装備位置に取り付けること。
- (2) 座席は、4人掛けとする。それぞれクッションスポンジ入りビニールレザーとし、全席超防汚シート（色指定要）取付けとすること。また、助手席背面に1基、隊員座席背面に空気呼吸器取付装置（様々な大きさのボンベが固定できる構造のもの。）を設けるとともに、面体及び調整器用取付け金具を各々取り付けること。なお、各座席にはヘッドレストを設けること。
- (3) 各座席には3点式の巻取式シートベルトを取り付けること。
- (4) 運転席は、前後調整式とし、同席ドアの内側にはポケットを取り付けること。
- (5) キャブ内はウォークスルー構造とし、車両左右どちらのドアからも乗降可能であることとする。また、各ドアは概ね90度程度の開度を確保するとともに、乗降時のステップは2段以内とし、車室内側に掘り込んだ構造とする等、乗降性を確保すること。
- (6) キャブ内の各寸法については次のとおりとする。
  - ア キャブ床面から座席上面までは350mm以上550mm以下
  - イ 座席上面からの有効室内高は950mm以上
  - ウ 背当てシートまでの座席奥行きは350mm以上
  - エ 座席前方は400mm以上
  - オ 中央席の座席幅は2席で合計900mm以上
- (7) 車載情報端末を設置する台（鋼製）を設けること。
- (8) キャブ内にインバーター装置を設け、100ボルト電源が使用できるコンセント（1箇所2口）を2箇所に取り付け、合計電力は600ワット以上を確保すること。また、キャブ内前部にシガーライタータイプのDC24Vの出力コネクタ（1個以上）を取り付けること。
- (9) ヒューズボックスのヒューズは容易に取替えができるようにし、配線先及び容量を明示すること。
- (10) キャブ内天井部の内張りは、シャシ標準仕様とすること。なお、天井内の配線の点検等を容易に行える構造とすること。

### 4 車体構造

- (1) シャシは、側板、腰板等に直接大きな荷重がかからないように、強固に取り付けること。
- (2) 強度を損なわない範囲で可能な限り軽量化を図り、前後両側の加重バランスを考慮すること。
- (3) 防水及び防錆を考慮した構造であること。
- (4) 車外及びボックス等に使用するボルト及びナット類は全てステンレス製とし、内部等に露出する部分は袋ナットを使用すること。なお、シール剤充てん等の防水性

- を考慮すること。
- (5) プラットホーム上はアルミ縞板を張ること。また、資機材固定用フック（ステンレス製、指示位置）を4箇所取り付けすること。ただし、構造上取り付けができない場合は除く。
  - (6) ターンテーブルは後車輪の付近に設け、その上に支持フレーム及び操作装置を取り付けること。
  - (7) ボディの形状はトラック型を基本とし、ボディ上板にアルミ縞板を張り、燃料及び作動油の補給口に相当する位置に専用蓋を取り付けること。
  - (8) 車両両側面にシャッター扉（ロック付）式資機材収納室を設けるとともに、各収納庫には、必要に応じて上下式可動棚を設けること。（必要箇所及び仕様は別途指示する。）
    - ア 器材の取り出し及び収納時の利便性、走行時の振動による資器材の移動、落下等がないように各棚に措置を行うとともに、必要に応じて収納箱、固定ベルト、固定装置等を設けること。
    - イ 各器材収納庫等には、前面扉の開放と連動して、庫内を有効に照明するための室内灯（LED、箇所によって保護枠付き）を設けること。
    - ウ 器材収納庫各扉は、Rosenbauer 社製手動式軽量アルミシャッター（バーハンドル式）とし、必要に応じてシャッターを閉める際に補助になるテープ等を設けること。
    - エ 運転席に設置のマルチインフォメーションパネルで車両のイメージ図の表示により全シャッター及び全扉（キャブ含む。）の開放状況を確認できるとともに、扉等の開いた状況での走行を防止するため、サイドブレーキ解除時に警報音（音声等）が鳴動する構造とすること。
    - オ 各器材収納庫等は、必要に応じてすのこ板、水抜き穴等を設け、パイプ等で車体下方に排水できるようにすること。
  - (9) 後部左右に昇降用ステップを設け、乗降用握り棒（ステンレス製、指示位置）を取り付けること。
  - (10) 各器材収納庫は雨水対策として侵入防止措置及び滞留防止措置を施すこと。
  - (11) リアエプロンには下記の装置を取り付けること。
    - ア 走行用諸灯火類及びナンバープレート用ブラケット
    - イ はしご送水口及び送水圧力計
    - ウ 無線送受話器収納箱（開放連動）
  - (12) 電気配線は機械的強度、許容電流及び電圧降下を考慮し、十分余裕のある配電をすること。
  - (13) 露出する電気配線等は防水処置及び保護処置のための被膜処理を施すこと。
  - (14) 配線の接続及びコンセントのうち放水や降雨時に滞水することが疑われる箇所に

については防水型または屋外型を用いること。

(15) 配線等の貫通部には、ブッシングゴム等を用い保護処置を施すこと。

## 第 15 はしご仕様

### 1 諸元及び性能・能力

- (1) はしご最大地上高（無負荷状態において最大起立角時）・・・30メートル以上
- (2) バスケット許容積載質量・・・・・・・・・・・・5000N 以上
- (3) その他、使用範囲及び作業性能並びに能力等については国庫補助対象消防設備の規格の要件に従うこと。
- (4) その他諸元

規格地上高	約 30m以上
起立角（最大）	70° 以上 80° 以下
起立角（最低）	-10° 以下
バスケット荷重	5000N 以上
安定度	1.3 以上
参考品番	L32A-XS 3.0

### 2 構造

- (1) はしご本体は高張力鋼材を使用しており軽量でかつ静荷重、ねじれ荷重に対して十分な強度を有するものとする。
- (2) はしごは、使用範囲内で起伏・伸縮・旋回・屈折のいかなる操作を行っても、大きな騒音や振動等の異常がなく、安全で円滑な動作ができる（制振制御）ものであり、かつ不必要なあそびがないものであること。
- (3) 使用範囲のいかなる位置においても、次に掲げる荷重をはしごにかけて操作した場合、はしご及び車体に支障がなく、かつ転倒に対して安全であること。
  - (ア) バスケット内に 5 0 0 0 N 以上の許容積載荷重を加えて、起伏、伸縮及び旋回を行う場合
  - (イ) はしごの先端支持のできるものにあつては、全伸長状態で先端を支持し、はしご長さ 4 m 毎に 9 0 0 N 以上の荷重を加えた場合
  - (ウ) 許容積載荷重の 1.5 倍の静的な荷重を加えた場合
- (4) 第 1 連はしご右側にとび口固定金具を取り付けること。
- (5) はしご装置に使用する部品の安全率は、ローラーチェーン及びリーフチェーンは 5 以上、ワイヤーロープは 8 以上、シリンダー類は 2 以上、ホース、チューブ類は 3 以上であること。
- (6) はしごの主骨間隔は、4 0 cm 以上、横棧間隔は 4 0 cm 以下、手すりの高さは 2 0 cm 以上であり、横棧の踏み面は滑り止めを施してあること。
- (7) 車輛支持装置の接地圧は、ジャッキ敷板を使用しない場合において 0.9MPa 以下

であり、その接地部分は10度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。

(8) 車輻支持装置の張出距離に応じて、はしごの使用範囲を設定できる構造のものにあつては、はしごの使用範囲が自動的に制御されるものであること。

(9) はしごの使用条件により使用範囲の異なるものにあつては、使用条件を設定することにより自動的に使用範囲が切り替わるものであること。ただし、誤使用による危険を防止する装置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(10) はしご操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。

(ア) はしごの収納状態から最大地上高まで及び最大地上高から収納状態までに要する時間（車両支持装置の展張及び収納に要する時間を含む）は、それぞれ90秒以内

(イ) はしごの起立・伸張及び収納に要する時間 60秒以内

(ウ) 360度回転時間 80秒以内

(エ) 車輻支持装置の展張及び収納に要する時間 20秒以内

(オ) はしごの傾斜の矯正及び収納に要する時間 15秒以内

(カ) 屈折部の展開及び収納に要する時間 50秒以内

(11) はしご梯体の全ての連の両サイド主かん部分は夜間でも認識できるように蛍光塗色すること。（別途協議）

(12) はしごの起伏、伸縮及び旋回の各操作は、次のとおりとする。

(ア) 作動速度の調整ができること。

(イ) 誤操作を防止するため足踏みペダル（カバー付き）と操作部との2動作により行う構造であること。

(ウ) 単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各動作が相互に影響しないこと。

(エ) 急激に操作を行った場合でも、はしごが危険な状態にならないこと。

(オ) はしごが作動範囲の限界付近に達した場合、自動低速のうえ停止すること。

(13) バスケットには、控え綱取付具を2個以上設けるとともに、専用の控え綱を設けること。

(14) はしごの基底部には必要な作業灯を設置すること。

### 3 車両支持装置

(1) 張出式ジャッキを設け、はしご操作時の安定を図る構造とすること。なお、ターnteーブルの前後左右に各1個、計4個設け、取付間隔は、可能な限り大きくとること。

(2) アウトリガーは4本同時又は4本個別に任意の位置に張り出し操作ができる構造とし、油圧ホースが破損してもジャッキシリンダーが縮まない構造とすること。

- (3) アウトリガーが張り出す部分には、夜間でも判別できるよう自光式反射テープ又は自光式塗装によりマーキングをすること。また、その先端には警告灯を設けること。また、ジャッキ設置部を有効に照射する青色照明灯を設けること。
- (4) 動作中のジャッキ・アウトリガーを容易に見通すことができる位置にジャッキ・アウトリガー操作部を設けること。また、各種スイッチ、モニター等のジャッキ・アウトリガー操作に必要な装置を備えるとともに、緊急停止ボタンを設置すること。
- (5) 夜間等の活動時においても車両支持装置の位置が確認でき、隊員等の二次災害を防ぐためジャッキ部にカバーを取り付けスコッチテープ（反射式）及び警告灯（LED、保護枠付）等を取り付けること。

#### 4 自動傾斜矯正装置

傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に10度以上自動的に矯正する装置を設けること。

#### 5 先端屈折装置

- (1) はしご最上段部が屈折用油圧シリンダーにより屈折できる構造であること。また、屈折部が伸縮可能なものについては同様に油圧シリンダーにより伸縮できる構造とすること。
- (2) 屈折用油圧シリンダは左右の上親骨の下に配置し、はしご内の人員移動を妨げない構造とする。
- (3) はしご屈折部からバスケットへの移動がより安全に行えるための手摺りを取り付けること。なお、屈折角度に連動して適切に角度を変えること。

#### 6 はしご操作装置

##### (1) 基部操作装置

ア ターンテーブル上に座席を設け、起伏、伸縮、屈折及び旋回用操作レバー及びはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。

イ ワンタッチロック式の防護枠を取付けること。また、防護枠は、ステンレス網と強化ガラスを組合わせたものやアクリル製の強化プラスチック等、はしご操作時に視界の妨げとならないものとする。

ウ 夜間等において、安全にはしご操作が行えるよう操作部付近にLED照明灯を設けること。

##### (2) バスケット内操作装置

バスケット内操作部は、バスケット本体内にボックス型操作装置を設け、起伏、伸縮、屈折及び旋回用操作レバー及びはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。またバスケット内操作部は可動式として取付位置を変更可能な構造とすること。

### (3) 同時操作装置

はしごの起伏・旋回・伸縮・屈折の諸動作は、同時操作することができる構造とすること。

### (4) 姿勢表示装置

基部操作装置座席前面にディスプレイを設け、アウトリガーの張出幅に応じた作業半径と現在のはしご姿勢をコンピュータグラフィックスで表示する構造とすること。また、自動停止および異常発生時はディスプレイに表示するとともに、警報音により周知できる構造とすること。

## 7 バスケット装置

バスケットは、車両走行時はしご本体前端部に収納する構造とするほか、次によること。

- (1) 起伏、伸縮、屈折及び旋回の操作部は、バスケット上及びはしごの基底部において自由に行うことができ、基底部の操作が優先するものであること。
- (2) 使用範囲内において床面を常に水平に保つことができる平衡装置を備えること。
- (3) 床面は、滑り止めを施した踏み板であり、手摺の高さは110cm以上とすること。
- (4) 脱着式バスケットの場合は、脱着が容易で、脱落防止の装置を施すこと。
- (5) 建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃、作業灯（Nodic Light 社製 PICTOR N7301）及び橙色灯火2個を取付けること。
- (6) 基底部との連絡ができる装備を設けること。
- (7) 内部にはしご姿勢表示装置を設けること。
- (8) 当本部が使用している担架（詳細は別途指示する。）を積載できる積載装置を取付けること。
- (9) バスケット先端、底部及びはしご最上段部にカメラを取付けること。なお、当該カメラの映像は、はしご基部操作装置座席で確認できること。
- (10) 昇降用ステップ又ははしごを取り付けること。
- (11) 底面には、地上から容易に認識できるような塗装を施すこと。（位置、大きさ等の詳細は別途指示する。）
- (12) 屋内進入放水口を設けること。なお、65mm差込式差し金具とし、バスケット内にストップバルブも設けること。
- (13) バスケットに2個以上の自衛噴霧ノズルを取り付けること。また、バスケットのノズルは、送水管からの配管で接続し、バスケット内にストップバルブを取り付けること。
- (14) 人員及び荷役吊下用として、はしごに支点を取り付けること。

## 8 伸縮水路管

伸縮水路管は放水銃用及び屋内進入放水口用で、集水口からターンテーブルを通ってはしご下段から先端部まで連続で敷設し、はしごの作動状況に連動して伸縮可能な構造とする。

#### 9 集水用中継配管

- (1) 車両後部に集水口（65mmφ逆止弁付受け金具、鎖付差し金具キャップ付）を2箇所以上設けること。
- (2) 集水口付近に、電動ボールコックを取付けること。
- (3) 集水口付近に、集水圧力を計測する圧力計を1箇所設置すること。
- (4) 中継口に通水抵抗が少ない堅ろうなストレーナを設けること。
- (5) ボールコック及び中継配管には、操作の容易なドレーンを設けること。

#### 10 電動放水銃

- (1) 基底操作部及びバスケット内操作部において遠隔操作できるリモコン式とし、電動式または油圧式により上下左右の角度調整及びノズルの開閉操作ができるものとする。
- (2) 放水銃の性能は、放水量毎分2000リットル以上とし、可変噴霧ノズル（Rosenbauer社製RM15）を取付けること。
- (3) 放水銃及びその送水配管は、使用圧力の1.5倍の水圧を加えた場合、水漏れ、著しい変形及び機能に支障が生じないものであること。

#### 11 安全装置

##### (1) シヤシ・アクスルロック機構

車台の安定に悪影響を及ぼすサスペンションの弾性を遮断する装置をいう。ただし、構造的に必要なものは、この限りでない。

##### (2) ジャッキインターロック装置

はしごが収納状態にある場合のみ、ジャッキを操作できる構造とすること。

##### (3) 伸縮等防止装置

油圧配管及び油圧ホース等が破損した場合において、はしご、シリンダー及びジャッキ等が伸縮しない構造とする。

##### (4) はしご自動停止装置

はしごの起伏中、伸張中及び旋回中において、障害物に突き当たった等の場合に自動的に停止させる装置をいう。

##### (5) 使用限界自動停止装置

はしごが使用限界に達した場合、運動中のはしごを自動低速のうえ停止させる装置をいう。

##### (6) 過荷重自動停止装置

はしごにかかる荷重が一定限度に達した場合、警報を発して運動中のはしごを自動低速のうえ停止させる装置をいう。

(7) 傾斜自動停止装置

はしごの傾斜角が一定限度に達した場合、はしごの作動を自動的に停止させる装置をいう。

(8) 緊急停止装置

緊急時の場合において、はしごの運動を速やかに停止させる装置をいう。なお、基底操作部とバスケット内操作部に緊急停止ボタンを設置すること。このボタンは、押すとロックし、はしご操作が停止するとともに（ランプも点灯）操作部で作動していることを確認できること。また、再度ボタンを押す、もしくはボタンを引き戻すと緊急停止状態を解除すること。

(9) キャブ保護装置

はしごがキャブ、車体及びジャッキに接近した場合において、自動的に停止させる装置をいう。

(10) 安定度確認装置

車両の左右の安定度が危険な領域に達した場合に、警報を発する装置又はジャッキが浮いた場合にはしごが自動停止する装置をいう。

(11) はしご起伏・伸縮軟停止装置

起伏・伸縮レバーを急に離したり、起伏操作中に使用限界になった場合、自動低速のうえ停止する構造とする。

(12) はしご飛出防止装置

はしご収納時に自動的にはしご伸長を固定し、走行時に急ブレーキをかけたり、坂道を下る場合に、はしごが飛び出さない構造とする。

(13) はしご監視装置

はしご制御装置が異常な状態となった場合は安全に収納できる構造であること。

(14) 感電防止装置

バスケット内の隊員の感電を防止するため、送電線に近づいた場合に警報を発する装置を設けるものとする。

(15) 自動警報装置

各種安全装置が作動した際に、警報音を発する装置を設けるものとする。

(16) 制振制御装置

はしごの起伏及び旋回操作停止時に発生するはしご本体の縦揺れ及び横揺れを、コンピューター制御により抑制する安全制御装置を設けること。

12 操作制御機能

(1) はしご自動収納機能

はしご自動収納スイッチを設け、このスイッチを押すことにより、コンピューター制御により、はしごを自動ではしご受けに収納する制御装置を設けること。

(2) メモリー機能

はしごの操作を記憶し、何度も同じ操作を繰り返すことができる自動操作による装置を設けること。

## 第 16 取付品及び付属品等

取付品及び付属品については次のとおりとする。ただし、構造上これらにより難しいときは、発注者の承認を得て、その一部を変更することが出来る。

### 1 電装品

#### (1) 標識灯（内照式）

キャブ上部左右に取り付けること。

#### (2) 室内灯及び手元ランプ

キャブ内の天井部に室内灯（LED、ドア連動スイッチ付、単独スイッチ付）を取り付けること。また、助手席付近に手元を照らすことができるライト（LED）を取り付け、スイッチを直近に取り付けること。（別途協議）

#### (3) 計器部照明灯

各計器部には、必要な照度の照明灯（LED）を必要数取り付けること。

#### (4) シャッター内照明灯

シャッター内に、夜間の活動に備え、資器材の積み下ろしに支障のない方法で一型照明灯（LED）を必要数取り付けること。なお、シャッターの開閉連動とすること。

#### (5) 路肩灯

後輪タイヤ前後及びタイヤハウス内には、可能な限り高照度の路肩灯（マルチインフォメーションパネルに接続すること。）を取り付けること。

#### (6) アウトリガー張出警告灯

はしご操作中、アウトリガーの張り出し状態を表示する警告灯（LED）を取り付けること。

#### (7) ジャッキ接地部照明灯

ジャッキ接地部周辺を照射する照明灯（LED）を取り付けること。

#### (8) メインスイッチ

メインスイッチはキャブ内に取り付け、バッテリースイッチ（内照式）を設け、走行系と艀装系の電源のみを切れる構造とすること。

#### (9) 全周囲確認装置

マルチインフォメーションパネル（Rosenbauer 社製）を取付けること。

#### (10) バッテリー全自動管理器及びオイルパンヒーター用コネクタ

バッテリー全自動管理器を車載し、停車時において外部 AC 100 ボルト入力コネクタ（10メートルコード付、マグネット式）を介して充電管理できる構造とすること。また、当該コネクタはオイルパンヒーターと共用できる構造とすること。な

お、車内にオイルパンヒーター用切替（ON／OFF）スイッチを取り付けること。

(11) 扉及びシャッター開放時の確認灯及び警告灯

各扉及びシャッターの開閉状態が、キャブ内設置のパイロットランプの点灯でそれぞれ確認できるとともに、各扉等が開いた状態での走行を防止するため、サイドブレーキ解除時に警告音が鳴動する構造とすること。

(12) 作業灯

バスケットの左右に作業灯（Meister 社製 LED130）を取り付け、スイッチは、基部操作盤・バスケット内操作盤に設けること。

(13) 車幅灯

車両両側面後方にスモールランプと連動する車幅灯（LED）を取り付けること。

(14) インターホンセット

車両後部安全確認員の音声を、機関員が容易に確認できる装置（相互通話可能）を取り付けること。

(15) 危険防止灯

活動の際に危険と思われる箇所に照明（LED）を取り付けること。（別途協議）

(16) ドア開閉時照明

車両乗降の際、踏面を有効に照らす照明（LED）を全ドアに取り付けること。

2 付属品等

各資機材や付属品等については、別表のとおりとし、メーカー指定しているものについては同等品以上のものとし、特に指定がない限り、別途打ち合わせの上、取り付けること。

## 第 17 緊急装備品関係

### 1 赤色警告灯

(1) キャブ上部前面に緊急走行時の視認性及び消費電流値を考慮した散光式赤色点滅灯（LED）を取り付けること。なお、スイッチは電子サイレンアンプ連動式とすること。

(2) 上記（1）と連動して点滅する補助警告灯（保護枠付）をはしご後端部に設け、はしご操作時には消灯する構造とすること。

### 2 赤色点滅灯

車両前面 2 箇所（保護枠付）及び側面両側のシャッター上部には、点滅灯（LED）を取り付けること。なお、側面については、キャブ内及び側面に消灯スイッチを設けること。

### 3 電子サイレンアンプ

キャブ内に電子サイレンアンプを設け、点検に必要な余裕配線を十分にとっておくこと。

### 4 音声合成装置

- (1) 方向指示器（左右折広報）及びバックギア（後退広報）連動式並びに一般車両避讓用の音声合成装置を設けるとともに、非連動も可能とすること。（別途指示）
- (2) 電子サイレンアンプに内蔵された緊急走行用音声案内装置のスイッチ（広報内容の名盤貼付を、助手席から操作しやすい位置（集合スイッチボックス等）に増設すること。

### 5 各種スイッチ類

- (1) キャブ内の各種スイッチは集合スイッチボックス等を介して操作しやすい位置に取り付けること。
- (2) 車両外部に設ける各種スイッチについては防水型とし、必要箇所には保護枠を取り付けること。
- (3) スイッチ接続（ON）時点灯方式の内部照明は切断（OFF）時の確認が容易にできる構造とすること。
- (4) 夜間等においてもスイッチ類の種別及び位置等が容易に確認できるよう、スモールランプ連動式の照明を取り付けること。
- (5) 各種スイッチ付近に名称、入／切またはON／OFF及び注意事項等操作に必要な銘板を取り付けること。

### 6 車外広報用装置

車両装備のサイレンアンプから切替スイッチを設け車外拡声が可能となるよう結線すること。

### 7 集合スイッチボックス

キャブ内センターコンソール部分の運転席及び助手席から操作しやすい位置に10連スイッチボックスを設けること。

## 第18 塗装、メッキ、ラッピング及び記入文字等

### 1 塗装要領

- (1) 車両の鋼材部分は錆落としの上、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、充分乾燥させ塗装を行うこと。塗装色は、車両のラッピングを行うのに適した塗色とする。
- (2) キャブ内塗装色は、シャシ標準色とする。
- (3) キャブ内に使用する内装材は、難燃材とする。
- (4) はしご本体及びバスケットはサンドブラストにて錆落としを行ない、亜鉛メタリオンを施し、表面を黒色塗装すること。また、指示する箇所に反射シールを貼り付け

ること。

- (5) ステンレス以外の手すり等にあつては、クロームメッキ処理とすること。
- (6) 床板、ステップ等のアルミ縞板部分は地色のこと。
- (7) 車両下回り及びジャッキ、アウトリガーは黒色塗装とすること。
- (8) ミラーステー及びミラー枠、ホイールは純正仕様とすること。
- (9) アルミシャッター部は、車体と同色塗装とすること。

## 2 ラッピング

対候性に優れたステッカー等を使用し、任意のデザインとなるよう車両全体にラッピングを施すこと。(詳細は別途指示する。)

## 3 記入文字

記入文字については次のとおりとすること。なお、反射式白色カッティングシートを使用し、書体は丸ゴシックで、大きさについては別に指示する。なお、ラッピングにて対応できる場合は、別途協議とする。

(1) キャブ両側ドア部	「奈良県広域消防組合」	2箇所
(2) 運転席及び助手席ドア下部	「西和801」	2箇所
(3) 車両前部助手席側	「西和801」	1箇所
(4) 標識灯	「西和消防署」	2箇所
(5) キャブ天井部に対空表示	「西和801」	1箇所
(6) 車両後部右側	「西和801」	1箇所
(7) バスケット底部	「西和801」	1箇所

## 4 警告表示

車両側面から展開または突出する各装置については、危険防止のために外面3方にはスコッチテープ(反射式)または警告灯(LED)を取り付けること。また、各々のスイッチ、コック、レバー、支点用フック、操作装置等には、名称、開閉方向及び許容荷重等のほか、必要に応じて許容条件又は注意事項等を記入した銘板等を取付けること。

## 第19 無線機等

### 1 車載無線装置は、次のとおりとする。

- (1) 車載無線装置は、既存車両から取外し、本事業で発注する新規車両に設置するものとする。なお、車内スピーカー2個及びハンドセット1個を、運転室に設置するものとし、受注者が別途調達し新規に設置すること。車内スピーカーはP810型とする。

また、デジタル用2基及びアナログ用1基のアンテナは新規設置とする。その際、デジタル用アンテナは1/2λエレメントを使用すること。アナログ用アンテナは1/4λエレメントで可。

(2) 当該機器の移設工事は、発注者が消防救急デジタル無線システム保守点検業務及び消防指令システム保守点検業務契約を締結しているNECネットエスアイ株式会社関西パブリックソリューション営業本部（以下「NECネットエスアイ」という。）が施工するものとする。

(3) 以下の配線工事は、上記（2）同様、NECネットエスアイが施工するものとする。ただし、艀装に係る部分の内部等に配線工事が必要な場合は、受注者とNECネットエスアイが十分協議のうえ、いずれかが施工するものとする。

ア アンテナ同軸ケーブル

無線機本体から空中線共用器、及び空中線共用器からアンテナまで。

イ マイクケーブル（ハンドセットの設置数により対応するケーブルを増設）

前部分配器から後部ハンドセットまで。

ウ 車内及び車外スピーカーから無線機本体までのケーブル（必要に応じて分配器）

エ +B電源、GNDケーブル

車載無線装置本体から車両バッテリーまで。

端子台を設ける場合は車両バッテリーから直接端子台まで配線すること。

オ ACC電源

車載無線装置本体から端子台まで。

カ デジタル用空中線共用器

キ その他必要な配線

(4) 移設工事に際し、既存車両から取り外し困難な部品、または取替えに必要な材料、消耗品及び保護材については別途調達し、その費用についても受注者が負担すること。なお、デジタル空中線共用器については、流用可とする。

(5) 当該機器の取り付け時期及び施工方法等は、3者（発注者、受注者、NECネットエスアイ）にて十分協議して施工すること。

(6) 各機器の詳細な取り付け位置等は、発注者が別途指示するものとする。

2 車両運用端末装置は、次のとおりとする。

(1) 車両運用端末装置（Ⅲ型車載端末装置）は、既存車両から取り外し、本事業で発注する新規車両に設置するものとする。また、付属装置の外部設定器に関しても、既存車両から取り外し新規車両に移設を行うこと。

(2) 当該機器の移設工事は、NECネットエスアイが施工するものとする。

(3) 以下の配線工事は、上記（2）同様、NECネットエスアイが施工するものとする。ただし、艀装に係る部分の内部等に配線工事が必要な場合は、受注者とNECネットエスアイが十分協議のうえ、いずれかが施工するものとする。

ア ACC電源、IGN電源、リバース、車速パルス

車両運用端末装置本体から端子台まで

イ +B電源、GNDケーブル

車両運用端末装置本体から車両バッテリーまで

端子台を設ける場合は車両バッテリーから直接端子台まで配線すること。

ウ GPSアンテナケーブル

エ 車両運用端末装置本体から外部設定器までのケーブルを配線すること。

オ その他必要な配線

- (4) 移設工事に際し、既存車両から取り外し困難な部品、または取替えの必要な材料、消耗品及び保護材については別途調達し、その費用についても受注者が負担すること。
- (5) 当該機器の取り付け時期及び施工方法等は、3者（発注者、受注者、NECネットエスアイ）にて十分協議して施工すること。
- (6) GPSアンテナはキャブ天井部に取り付けること。その他各機器の詳細な取り付け位置等は、発注者が別途指示するものとする。

## 第20 その他

### 1 業務完了

納車時に実施する完成検査に合格し、その後、本車両への無線機等の取付けが完了した時点をもって、本業務の完了とする。

### 2 支払い条件

業務完了後、発注者が受注者から適法な支払請求を受けた日から30日以内に、受注者が指定する口座へ振込むこととする。

## 別表

品名	型式・仕様	数量	備考
シャシ等			
シャシ	はしご専用シングルキャブシャシ	1式	メルセデスベンツ エコニック
はしご装置	30m級はしご装置 先端屈折式 伸縮水路管	1式	Rosenbauer社製 L32A-XS 3.0
シャシ装備品			
キャブチルト装置		1式	電動式又は油圧式 シャシ標準装備
エンジン回転計	標準品	1式	
エンジン水温計	標準品	1式	
油圧ポンプ用PTO	オートマチックトランスミッション専用	1式	
電圧計		1式	車両純正品
アワーメーター		1式	エンジン稼働時間
PTO積算計	標準品	1式	PTO稼働時間
カーヒーター	標準品	1式	
カーエアコン	標準品	1式	
自動車用時計	標準品 (デジタル表記)	1	
牽引用フック	標準品	1	後部 1箇所
サンバイザー	車両純正品	1式	
サイドバイザー	車両純正品	1式	
足置板	各座席	1式	
ナンバープレート	希望ナンバー ステンレスプレート	1式	
シャシ付属品			
マッドガード		1式	全輪取付
フロアマット		1式	純正メーカー製/前後70A
標準工具	車両純正品	1式	ハブナットレンチ含む
三角停止表示板		1	
非常用信号灯	LED	1	
スタッドレスタイヤ	ホイール付 国産 通年スタッドレス	1式	18°70A 1本含む
タイヤチェーン		1式	
カーナビゲーション	2 DINメモリーナビ (国内メーカー製)	1	テレビ視聴不可能仕様
ドライブレコーダー	前後カメラ 国産メーカーに限る	1	
ドライブレコーダー用カード		1	SDHCカード 8GB以上
E T C車載器		1式	
相互通話装置	バックトークマイク	一式	
予備キー		2	
予備グリス	カートリッジ式	10	グリスガン 2個付属
予備電球		1式	
予備ヒューズ		1式	
キャブ構造			
アルミ鋼板張り付け		1式	キャブ天井等 塗装面の損傷が予想される部分
キャブ外部			
補助ウインカー		1式	車両両側面、指示位置
キャブ内部			
アシストグリップ	標準品	2	
呼吸器ホルダー	シート一体型	3	
面体用取付金具	フック	3	
インバーター	700W以上	1式	

100V出力コンセント	2口	2	キャブ内
資器材等収納ボックス	鋼製	1式	別途協議
地図等収納ボックス	鋼製 A3サイズ以上	1式	別途協議
ヒューズボックス	艦装関係 配線先、容量の明示	1	
車体構造			
損傷防止加工	塗装面の損傷が予想される部分	1式	プラットフォーム上、二段ステップ、展開式ステップ 兼用扉
資器材固定用フック		4	プラットフォーム上
ステップ灯		各1	LED 二段ステップ 用
シャッター扉(ロック付)式資器材収納室		4	車両両側面
緩衝材		4	シャッター扉(ロック付)式資器材収納室
引き降ろしベルト		2	車両両側面前部シャッター扉(ロック付)式資器材収納室
ナンバープレート用ブラケット	ステンレス製	2	車両前後
送水口		2	リア17°の部
送水圧力計	ディスプレイ表示	1式	リア17°の部
車輪止	ゴム製(大型)	4	
車輪止ブラケット		4	指示位置
はしご仕様			
油温計及び油量計	作動油用	各1	
ジャッキ部カバー		4	
ジャッキ部スコッチテープ(反射式)		1式	指示位置
ジャッキ部警告灯	LED	4	
基部操作装置	座席型	1式	
バスケット・基部連絡装置		1式	基部操作部及びバスケット部
照明灯	LED	1式	基部操作部
はしご収納支援装置		1式	
バスケット内操作装置		1式	バスケット部
照明灯		1式	LED バスケット内操作部
先端表示灯		1式	バスケット部
救助用担架積載装置		1式	バスケット部
感電警報装置		1式	バスケット部
発電機	AC100ボルト電源装置用(車両固定)	1式	各コンセント及び積載照明への供給を充足すること(別途協議)
バスケット下部作業灯		2	バスケット下部裏面
電動放水銃	放水量2000L/分以上	1式	基部操作部、バスケット内操作部で操作可能
ORLACO高性能カメラ	赤外線・夜間・ズームカメラ内蔵	1式	基部操作盤及びジャッキ操作盤各1か所で映像を確認
車いす救助用アタッチメント	スロープ・留め具・バンド	1式	
水準器		1	運転席及び基部操作部
風速計		1	
傾斜角度計		1	
伸張計		1	
起伏角度計		1	
旋回基準指針		1	
電装品関係			
標識灯(内照式)	文字表示「西和」	各1	キャブ上部 白パネル・黒字
サーチライト	Rosenbauer標準艦装品車	2基	車両左右側面埋め込み
室内灯	LED、ドア運動スイッチ・単独スイッチ付	1	
ステップライト	LED	1式	
手元ライト	LED	1式	指示位置
各計器部照明灯	LED	必要数	
シャッター内照明灯	LED バ-型	必要数	

路肩灯	LED	1 式	
側方灯	Rosenbauer標準艀装品	1 式	
後輪照射灯	LED	2	
アウトリガー張出警告灯		-	ジャッキ部警告灯兼用
ジャッキ操作部照明灯	LED	1 式	ジャッキ操作部
ジャッキ部照明灯	LED	1 式	ジャッキ部を有効に照明できる位置
ジャッキ先端灯	LED	1 式	ジャッキ先端部にガードを設けて取付け
メインスイッチ		1	
全周囲視認装置	前後左右部俯瞰カメラ	1 式	メルセデスベンツ エコニック純正オプション
バッテリー全自動管理器	AC100V入力 コネクタ(5m及び10mコネクタ付、マグネット式)コネクタ予備含む	1 式	コンセント接続中はエンジン始動不可
扉及びシャッター開閉確認灯		1	集合スイッチ盤付近
作業灯	Meister製	2 基	バスケット左右 (基部及びバスケット操作盤にスイッチ)
	Rosenbauer標準艀装品車	2 基	はしご基底部左右 (はしご基部操作装置付近にスイッチ)
	Nodic Light製	1 式	バスケットに取付け (バスケット及びはしご基部操作装置付近にスイッチ)
操作台照明灯	LED	1 式	はしご基部操作台付近
ターンテーブル内照明灯	LED	1 式	ターンテーブル付近
車幅灯	LED	2	車両両側面後方
100V出力コンセント	防水型	2	車両両側面後部
インターホンセット	(クリリカ)パルス型	1 式	相互通話可能
危険防止灯	LED	1 式	必要箇所 (別途協議)
ドア開閉時照明	LED	4	
緊急装備品関係			
赤色警光灯	Rosenbauer標準艀装品	1 式	キャブ 上部
	サイレンアンブ連動		
LED警光灯	Rosenbauer標準艀装品	1 式	車両前面、側面部及び後面
赤色点滅灯	Rosenbauer標準艀装品	必要数	
拡声器付電子サイレンアンブ	大阪サイレン TSK-D152	1 式	音声合成装置 指示位置
車外広報用装置		1	
電子サイレンアンブ用マイク	大阪サイレン MC-D1L Lプラグ	1	
集中スイッチ	大阪サイレン 10連スイッチ	1	
	(ライトSW連動照明付)		
塗装及び記入文字			
消防ラッピング		1 式	別途協議
補修用シール		1 式	別途協議
記入文字		1 式	別途指示
無線装置及び車載情報端末装置			
車外無線送話機取出口		1 式	指示位置
無線機移設費用		1 式	
積載資機材			
ノズル	(YONE)NV-40FTSLM	1	
	(YONE)NV-50FTSLM	1	
	40差込ノズル×50差込ノズル	1	
	50差込ノズル×40差込ノズル	1	
媒介金具	65差込ノズル	1	
	65差込ノズル	1	
分岐管	(YONE)WB-50MC 65差込ノズル×50・40差込ノズル	1	
ホースバック	ホースバック I G40 FSJAPAN	1	
	ホースバック II G50-65 FSJAPAN	1	
ホースブリッジ	大阪サイレン CB450	2	

空気呼吸器	(エア・ウォーター防炎製)ライゼム A1-12(CX) × 4	1 式	警報鳴動 5 MPa 奈良県広域仕様
	A1-12用 ACT-BCON × 4		
	ESP-SD4拡声器 × 4		
	拡声器充電器 × 2		
	カバーケース：KM-FMCH001×10・KM-FMCH002×20 面体収納袋 × 4		
空気ポンプ	ライゼム M730CⅢZ (圧力指示計内蔵型) 又は同等品	4	
ワイヤー	(東京製鋼)14mm×10m両端ツマ加工プレート付	1	径及び強度表示
とび口	(ジヤコ)FH74JF グラスファイバー製1.8m	2	車両取付
消火器	粉末ABC 6.0kg	1	自動車用 車両取付
発電機	Rosenbauer製RS14 400V仕様	1	はしご非常操作及びバスケット照明灯用
発電機	(ホンダ)EU18i	1	車両積載
照明器具	(佐藤工業所)FRASHBOY LED-SPII(Q15)	1	三脚、コードリール付
携帯ライト	OLIGHT Maraudar2	2	
トランジスタメガホン	ホルツS-523R(ストラップ NZ-307+アルミカバー付)	2	
車高測定用ポール		1	専用ブラケットにて車両取付
泡ノズルアタッチメント (放水銃用)	Rosenbauer社製RM15用	1	
タイヤ敷板	標準品	1 式	
ジャッキ敷板	専用品	1 式	
ウエッジ	ライトレスキュー ストラップウエッジ	2	
マルチプライ	P7 MultiPry	1	
トランシーバー	ICOM IC-4120青 (充電器 1 個付属)	3	
耐熱ロープ	Xmonster Shield Pro 30m	1	
搬送用バッグ	FSジャパン BIG96ビッグバッグ	5	
集塵システム	HILTI VC 4LX-22 T15充電式L-クラス 粉じん エクストラクター	1	
丸のこ	マキタ HS001GRDX (システムケース付属)	1	本体のみ
消火栓開閉金具	緑十字キー 消火栓キー (地上型)	各1	
燃料携行缶10 L 縦型		1	
ボルトクリッパー	耐電型	1	
伸縮安全コーン	TCCP-700R 収納式・LED付	8	
ブースターケーブル	積載バッテリー対応品	1	
要救助者用ヘルメット	ミドリ安全 TS-10N-OR	2	
墜落制止用器具	藤井電工 ハーネス：TH-510-OT-BLK-L (Lサイズ) ランヤード：THL-NV93SV-33-BK-130KG-R23	2式	

※本別表において、メーカー、型式の記載がある資機材に関しては同等品を指定することができる。(空気呼吸器及び車内スピーカーを除く。) なお、車両を製作する過程で、発注者と協議を行い、承認を得たうえで変更を行うことは可能とする。

※発注者との協議で承認を得られなかった製品の納品は認めない。このため、当該同等品が本契約案件の契約締結において必要不可欠となるような物品である場合は、入札前に同等品承認申請を行い、事前に承認を得ること。